

取扱店舗運営にあたってのご案内

商品券取り扱い厳守事項

1. 商品券取扱店舗において利用期間内に限り使用可能とする。(期間を過ぎた場合は無効となります)
2. 現金との引き換えはしない。
3. 商品券の譲渡または売買は行わない。
4. 釣銭は支払わない。
5. 商品券で購入された商品等の返品は行わない。
6. 盗難・紛失・滅失または偽造等に対して、発行者（かすみがうら市）は責を負わない。
7. 商品券取扱店舗において、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、使用者が認識できるよう明示する義務を負う。

商品券の利用対象にならないもの

1. 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金など）
2. 換金性の高いもの（商品券、ビール券、清酒券、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等）
3. 不動産に関わる支払い
4. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
5. 有価証券、前払式証票その他の金融商品
6. 出資及び債務の返済
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
8. その他各取扱店舗が指定するもの
9. その他市長が不適切と認めるもの

商品券取扱店舗運営にあたってのお願い事項

1. 取扱店で独自に商品券の利用対象外となる商品（特売品）などを定める場合や、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
2. 商品券利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店舗にてご対応をお願い致します。

